

2023年11月30日
公立大学法人大阪

懲戒処分 of 公表について

この度、2023年11月29日に、下記のとおり当事者に対し処分を行いましたので公表します。

記

1. 被処分者

大阪公立大学 都市経営研究院大学院都市経営研究科 教授

2. 処分内容

戒告

3. 根拠規程

公立大学法人大阪教職員就業規則第52条第1項第8号に該当する。

4. 処分発令日

2023年11月29日

5. 処分事由概要

大阪公立大学 都市経営研究院大学院都市経営研究科の教員において、2021年12月に本法人職員に対してハラスメント行為があった。

6. 事案の概要

(事実概要)

2022年3月15日から2023年1月13日までのハラスメント調査委員会による調査により、以下の事実を確認した。

2021年12月、事務職員に対しメール表題に個人の名前を明示し注意する文言を記載した上、フォントサイズを通常より大きくし、かつ黄色ハイライトをつけ、他の職員の目にもつくメーリングリストへ短時間に連続してメールを発出した。

その行為は業務上必要な指導の範囲を超えており、注意を受ける者の尊厳を殊更に傷つけるものがあった。

7. 再発防止に向けた対応

このような不祥事を引き起こしたことについて誠に遺憾であり、被害を受けられた方に対しご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

今回の事案を受け、全教職員に対し、このことを厳粛に受け止め、ハラスメント研修などを通じて、今後このようなことがおこらないよう、再発防止にあたっていく所存です。

8. 添付資料

公立大学法人大阪教職員就業規則第52条第1項第8号

〈本件の問い合わせ先〉

○処分対象事案、処分内容について

事務局総務部人事課（大阪公立大学）

（TEL：072-247-6024）

(添付資料)

○公立大学法人大阪教職員就業規則（抄）

（懲戒の事由）

第 52 条 教職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき
- (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
- (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
- (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき